

令和 7 年

富岡町議会会議録

第 3 回 定例会

6 月 17 日 開会・閉会

富岡町議会

令和7年第3回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 6月17日（火曜日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
開 会 （午前 9時00分）	4
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○諸般の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○諸報告	5
○議案の一括上程	9
○提案理由の説明及び一般町政報告	9
○一般質問	12
平 山 勉 君	12
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	22
○委員会報告	42
○動議の提出	45
○閉会の宣告	45
閉 会 （午後 1時30分）	46

第 3 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 7 年第 3 回富岡町議会定例会

議事日程 第 1 号

令和 7 年 6 月 1 7 日（火）午前 9 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会広報特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務文教常任委員会報告
- 6、産業厚生常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

報告第 2 号 令和 6 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 3 号 令和 6 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 4 号 専決処分の報告について

議案第 3 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 7 号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3 8 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 3 9 号 工事請負契約について

議案第 4 0 号 動産の取得について

議案第 4 1 号 令和 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

報告第 2 号 令和 6 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 3 号 令和 6 年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について

報告第 4 号 専決処分の報告について

議案第 36 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 37 号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 38 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 39 号 工事請負契約について

議案第 40 号 動産の取得について

議案第 41 号 令和 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 委員会報告

- 1、総務文教常任委員会報告
- 2、産業厚生常任委員会報告
- 3、議会運営委員会報告
- 4、議会広報特別委員会報告
- 5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10 名）

1 番	安 藤 正 純 君	2 番	辺 見 珠 美 君
3 番	平 山 勉 君	4 番	佐 藤 啓 憲 君
5 番	渡 辺 正 道 君	6 番	高 野 匠 美 君
7 番	宇佐神 幸 一 君	8 番	高 橋 実 君
9 番	渡 辺 三 男 君	10 番	堀 本 典 明 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	宮 川 大 志 君
副 町 長	竹 原 信 也 君
教 育 長	武 内 雅 之 君
会 計 管 理 者	志 賀 智 秀 君

総務課長	猪狩		力君
企画課長	杉本		君
税務課長	大館	衆司	君
住民課長	篠田	明拡	君
福祉課長	佐藤	邦春	君
健康づくり課長	斉藤	一宏	君
生活環境課長	飯塚	裕之	君
産業振興課長	原田	徳仁	君
都市整備課長	大森	研一	君
教育総務課長	松本	真樹	君
生涯学習課長	坂本	隆広	君
郡山支所長	渡邊	浩基	君
いわき支所長	黒澤	真也	君
総務課課長補佐 兼管財係長	新田	善之	君
代表監査委員	坂本	和久	君

○事務局職員出席者

議会事務局 局長	遠藤	博生
議会事務局 副主幹係長 兼庶務係	杉本	亜季
議会事務局 庶務係主査	黒木	裕希

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長（堀本典明君） 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（堀本典明君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長（堀本典明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る6月12日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から18日までの2日間とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、去る6月5日に令和7年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催され、その席上で福島県町村議会議長会の表彰規定に基づく町村議会議員として11年以上在職の自治功労者表彰の伝達が行われ、本町議会から私が受賞いたしました。つきましては、大変恐縮でございますが、副議長より表彰状の伝達をお願いいたしたく申し上げます。

〔表彰状の伝達〕

○副議長（安藤正純君） 議長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ただいま表彰伝達のお時間をいただきまして、ありがとうございます。今後とも微力ではありますが、町政発展のため尽力してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

次に、令和7年第2回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会について、文書をもって報告しておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

また、陳情書3件を受理し、この写しを委員会報告書の80ページから86ページに添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（堀本典明君） 次に、日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 宇佐神 幸 一 君

8番 高 橋 実 君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（堀本典明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から18日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から18日までの2日間と決定いたしました。

○諸報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。

監査報告する前に資料の訂正をお願いしたいと思います。資料の2、検査の時期、「令和4年」と書いてしまいました。「令和7年」にご訂正いただければと思います。

それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。7監第3号、令和7年6月17日、富岡町長、山本育男様、富岡町議会議長、堀本典明様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、佐藤啓憲。

例月出納検査報告書。例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記。1、検査の対象。（1）令和7年2月・3月・4月（令和6年度4月分・令和7年度4月分）。

（2）一般会計及び特別会計。（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。令和7年3月19日・4月21日・5月19日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切である

と認めた。

別紙のとおりですので、朗読を省略いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6 番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 改めまして、おはようございます。報告第11号、令和7年6月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。審査報告書。本委員会、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。1、事件名。第1回、（1）議案審議について、（2）6月定例会の会期及び日程について、（3）その他、①一般質問について、②陳情について、③その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、令和7年6月12日午前8時45分、場所、富岡町役場第1委員会室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、（1）議案審議について。6月定例会に町長提出予定の議案等の内容について、総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。報告案件3件、条例の一部改正案件3件、工事請負等の契約案件1件、動産の取得案件1件、補正予算案件1件、合計9件。（2）6月定例会の会期及び日程について。6月定例会の会期日程については、会期を6月17日から18日までの2日間とすることに決し、議長に答申した。（3）その他。①一般質問について、一般質問の通告1名について、議会事務局長より説明を受けた。②陳情について、提出のあった陳情3件について、議会事務局長より説明を受けた。③その他。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4 番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） おはようございます。報告第12号、令和7年6月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。審査報告書。本委員会は、付

託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。１、事件名。第１回～第３回、（１）とみおか議会だより第222号の編集について、（２）その他。第４回、（１）とみおか議会だより第222号の最終校正について、（２）その他。

２、審査の経過。審査の経過につきましては、記載のとおりとなります。お読み取りいただきたいと思います。

３、審査の結果。第１回～第３回、（１）とみおか議会だより第222号の編集について。とみおか議会だより第222号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。表紙は、夜の森桜まつり2025の写真とすることに決した。巻末「ちょっとひとこと」は、従来のインタビュー形式ではなく、町立小中学校の卒業式、にこにここども園の卒園式及び入学式、入園式の写真に掲載することに決した。とみおか議会だより第222号の今後の作成スケジュールについて協議し、本特別委員会を４回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。

第４回、（１）とみおか議会だより第222号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。

以上です。

○議長（堀本典明君） ただいま議会広報特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

９番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 改めまして、おはようございます。報告第13号、令和７年６月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。審査報告書。本委員会は、付託された事件について、審査した結果を次のとおり報告する。

記。１、事件名。第１回、１、原子力発電所通報連絡処理（令和７年２月・３月・４月分）について。２、（１）東京電力（株）福島第一原子力発電所１～４号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、（２）福島第二原子力発電所廃止措置実行計画2025について、（３）その他。３、その他。

２、審査の経過。審査の経過については、お読み取りください。

３、審査の結果。第１回、１、原子力発電所通報連絡処理（令和７年２月・３月・４月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について、生活環境課より説明を受けた。委員からは、事件事故に係る原因の究明と調査の期間について、町と東京電力での協議をすることも必要ではないかとの意見が出された。２、（１）東京電力（株）福島第一原子力発電所１～４号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業進捗状況について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、処理水が入っていたタンクの処分方法やタンク解体後の線量測定実施の有無、東京電力を視察で訪れる方の人数や廃炉資料館の利用者数、対応についてなどの質疑が出された。（２）福島第二原子力発電所廃止措置実行計画2025について。福島第二原子力発電所の廃止措置実行計画について、東京電力ホールディングス（株）より説明を受けた。委員からは、福島第二原子力発電所の廃炉に対する認識の確認について質疑が出された。（３）その他。委員長から賠償に関する説明を求めたほか、委員からは、ゼオライトモックアップ施設が本町地内に建設されるに当たり、どのような施設であるのかの視察への参加について、近隣の行政区長等へ周知してもらいたい旨の要望や、廃炉の完了によって全てが元に戻るわけではないことから、地元への責任を果たすという言葉の意味や、原子力に代わる燃料の活用等の質疑が出された。最後に、一日も早い廃炉を前提として、東京電力が事業主として富岡町など関係する部分へどのような責任の取り方をするか結論を出し、廃炉と並行して考えてもらいたい旨の要望が出された。３、その他。

終わります。

○議長（堀本典明君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し、1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務文教常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

次に、産業厚生常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（堀本典明君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（堀本典明君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。若葉の緑が深まり、日差しに夏の気配が感じられる頃となりました。

初めに、富岡町合併70周年記念式典についてご報告いたします。今月8日、富岡町文化交流センター学びの森を会場に、富岡町合併70周年を記念する式典を開催いたしました。式典には、来賓、表彰者167名を迎え、町勢発展の功労者1名、町民の模範となられる善行の個人1名と5団体、そして70周年を記念し、様々な分野で町に貢献された方々へ表彰状や感謝状を贈呈いたしました。多くの来賓の方々をお迎えし、60周年の節目ではかなわなかった町内での開催を実現できたことは、とても感慨深いものがあり、改めて先人たちが脈々と築かれた故郷への思いを大切にしつつ、今後の町復興へ

の思いを強くいたしました。式典後には、文化交流センター学びの森の開館20周年イベントも執り行われ、町民の皆様におかれても、この70年間の町の歩みを振り返りながら、懐かしくも楽しいひとときを過ごしていただけたことと感じております。

次に、本年3月に策定いたしました第三次災害復興計画についてです。この計画は、10年後の将来像を「一人ひとりの幸せでみんなの未来を創る富岡町～住むほど、関わるほど、魅力と愛着が湧く町～」として、4月から計画期間をスタートいたしました。本計画では、地域づくり、ひとづくり、くらしづくり、健康づくり、しごとづくりの5つの未来プランに沿って、各種政策を進めていくものですが、今年度のなるべく早い時期に各プランにおける政策指標を設定するべく、全庁的な検討を進めてまいります。

また、昨年末から実施している第2回帰還意向調査については、その結果を踏まえながら、国と特定帰還居住区域の追加設定に関する協議に着手しております。この間、特定帰還居住区域に設定できていない方を積極的に戸別訪問し、制度の内容や町内全域の避難指示解除に向けた町の方針を説明するなど、対象区域の拡大に向け、全力で取り組んでおります。今後、追加区域設定に関する国との協議の進捗に応じて、適宜議会の皆様へご説明し、ご意見をいただくこととしておりますので、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和7年第3回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。

4月5日、6日には、本町に春の訪れを告げる夜の森桜まつりが夜の森公園を会場に開催されました。今年は、桜の開花が遅れ、残念ながら満開とまではいかないものでしたが、両日とも天気恵まれ、震災後最多となる約2万7,000人の方々に富岡町のシンボルである桜を満喫していただきました。満開となった翌週にも町内外から大変多くの方々が夜の森に足を運ぶ姿を見て、今後も桜の保護、保存にしっかり取り組むとともに、同地区の振興により一層力を入れていかなければならないという思いを強くしたところであります。

次に、消防団活動に関しては、4月20日、町総合運動場において、富岡町消防団春季検閲式が挙行されました。当日は、本団、全6分団、合わせて71名の消防団員が出動し、通常点検や力強い分列行進などを行い、団員相互の団結と防火、防犯に向けて士気を高めました。また、町消防団は震災後の防火、防犯活動を高く評価いただき、県下一の消防団をたたえる福島民報社の民報金ばれんを受賞しました。これで昭和59年以来2度目の受賞となり、6月8日に開催された第72回福島県消防大会の席上で栄えある表彰をいただきました。引き続き地域に根差したさらなる防火、防犯活動に期待するものです。

4月28日に町役場正庁において富岡町行政区長会が開催され、各行政区の区長、副区長に委嘱状を交付し、会議においては町事業の概要説明をさせていただきました。行政区長の皆様には、地区住民と行政との重要なパイプ役として、令和7年度の行政区長活動をお願いいたしました。

5月3日から6日にかけて、国内外のジュニアバドミントン選手が集結し、富岡世界プロジェクト2025が町総合体育館をメイン会場に開催されました。国内の強豪校に加え、中国、台湾、ニュージーランドやカナダなどの15歳以下、また17歳以下の選手約200名が集結し、熱戦を繰り広げました。前日には、富岡高校出身の桃田賢斗選手が講師となり、子供たちに熱心な指導をいただいたほか、子供たちや指導者を歓迎するレセプションを開催しました。レセプションでは、国内選手と海外選手が食事や小浜風童太鼓の体験を通じて楽しく交流する様子が多く見られ、こうした文化、スポーツによる国際交流の重要性を再認識したところです。

5月11日には、富岡さくら文化・スポーツ振興公社が主催するとみおかスポーツフェスタが町総合スポーツセンターを会場に開催されました。グラウンドゴルフをはじめとする多くのスポーツを通じて、町民の運動習慣の促進と地域コミュニティーの維持、発展に取り組みました。

5月23日には、私が副会長を務めます原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会として、堀本議長とともに要望活動を行いました。伊藤復興大臣をはじめとする関係省庁や自由民主党東日本大震災復興加速化本部に対し、約4年間要望し続けている特定帰還居住区域制度の対象外である政府としての残された課題について、地元の意向を踏まえた具体方針を早急に明示することや、除染関係ガイドラインを柔軟に運用して、特定帰還居住区域の除染及び建物解体を関係省庁が一体となって進めることなどを強く求めました。今後も帰還困難区域の再生なくして真の復興なしの強い信念を貫き、協議会加盟の町村と連携しながら要望活動を続けてまいります。また、同日の要望活動においては、来年度から5年間の復興財源について、復興の進捗により新たに生じる復興への課題を含め、被災者や被災地のニーズに応じた柔軟な運用とすることも強く要望いたしました。福島復興、再生は、原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえて行われるべきであり、引き続き国に対して被災地及び被災者の復興、再生にしっかりと責任を果たすよう強く求めてまいりますので、議員各位の力強いお力添えを賜いますようお願いいたします。

5月24日には、富岡小中学校合同による春の運動会が盛大に開催されました。100名を超える子供たちが日頃の練習の成果を十分に発揮し、元気いっぱい各種競技に臨んでいました。保護者の方々をはじめ、富岡町女性会など地域の方々も競技に参加されるなど、子供も大人も一つになって、一層にぎわいが感じられる運動会となりました。これらは、地域コミュニティーの拠点となる学校運営が着実に成果を上げている表れであると考えており、今後とも世代を超えた交流及び多様な学びの創出に取り組んでまいります。

6月1日には、例年行事である町内花いっぱい運動及びクリーンアップ作戦を行いました。小雨が降る中ではありましたが、18行政区、10団体、総勢約650名の方々がそれぞれの行政区などで早朝から集合し、予定どおり活動を終えることができました。町をたくさんの花で彩り、町内外の皆さんに花と緑あふれる町富岡を感じていただけることにご協力いただいた行政区、各種団体の皆様へ心より感謝申し上げます。

さらに、6月2日には、毎年花いっぱい運動とのタイアップ事業として行っておりました人権の花運動を震災後初めて再開しました。この運動は、町人権擁護委員会が小中学校を訪問し、児童生徒たちが花苗を植栽、管理する中で、協力することの大切さや他者に対する思いやりの心を学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育む啓発運動です。今後もこうした環境美化活動を通じて町民同士の親睦を図るとともに、絆の維持につなげてまいりたいと考えております。

次に、夜の森地区中核拠点施設整備について申し上げます。昨年度策定しました施設整備に当たっての仕様書となる業務要求水準書を踏まえ、6月2日に商業施設の事業者公募を開始いたしました。今後は、年度内に設計、建設、運営を受託する事業者を選定してまいります。町といたしましては、一日も早い地域の再生と発展に向け、夜の森地区の居住者の買物環境の整備とにぎわいの牽引役となる施設整備を順次推し進めてまいります。

次に、農地利用の目標地図、地域計画の策定について申し上げます。農業者同士が地域で話し合い、農地を利用しやすいよう次の世代へ引き継ぐことを目的に、本年3月末に市街地と帰還困難区域を除き、町の地域計画を策定しました。農政に関する課題は、全国的に顕著であります。本年は作付面積も約330ヘクタールに達する見込みであり、産地化を目指すタマネギの野菜集出荷施設の受入れも2年目を迎えるところであります。引き続きソフト、ハードの両面から持続可能な農業経営の推進に向けて、国や県をはじめとする関係機関との連携を密に図り、地域の農業の復興、再生に努めてまいります。

次に、今定例会に提出いたしております議案等について申し上げます。今定例会には、繰越明許費繰越しの報告案件2件、専決処分の報告案件1件、条例の一部改正案件3件、工事請負等の契約案件1件、財産の取得案件1件、一般会計の補正予算案件1件の計9件の議案等を提出しております。詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、慎重審議の上、速やかなる議決を賜りますようお願いを申し上げ、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（堀本典明君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

○一般質問

○議長（堀本典明君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番、平山勉君の登壇を許可します。

3番、平山勉君。

〔3番（平山 勉君）登壇〕

○3番（平山 勉君） ただいま許可を得ましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

一般質問通告書、1、東日本大震災、原発事故の伝承、教訓について。（1）、富岡町は、アーカイ

ブ・ミュージアムはあるものの、町内現地において慰霊碑以外に震災の教訓、伝承に関するもの、場所、説明が乏しく、防災という側面でも他町村に大きく遅れているように見えます。他町村には、復興祈念公園などがあり、双葉一浪江間には福島県復興祈念公園が建設されているように、各被災地において伝承、教訓、防災、または慰霊というものを大切にしている中で、町としては現状をどのように考え、今後どのように伝えていく用意があるのか伺いたい。

続きまして、2、町の歴史、文化の伝承について。(1)、富岡町は、アーカイブ・ミュージアムはあるものの、町内現地においては大原本店以外に町の歴史を伝える場所が希薄なため、これまで町民が受け継いできた町の歴史、文化を現地に残し、伝え、知ってもらうという意識が乏しいように思えるが、町としては現状をどのように考え、今後どのように伝えていく用意があるのか伺いたい。

3、夜の森公園の整備について。(1)、夜の森公園の整備は現状で一段落したのか。今後の進展が見えないが、町として今後どのように整備していく考えか伺いたい。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君の一般質問について町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（山本育男君）登壇〕

○町長（山本育男君） 3番、平山勉議員の一般質問については、1及び2について教育長からの答弁とし、3については私から答弁いたします。答弁の順につきましては、まず最初に私から3について、次に教育長から1及び2についてお答えいたします。

それでは、3番、平山勉議員の一般質問にお答えいたします。3、夜の森公園の整備について。(1)、夜の森公園の整備は現状で一段落したのか。今後の進展が見えないが、町として今後どのように整備していく考えかを伺いたいについてお答えいたします。夜の森公園の整備は、令和4年度に明るく開放感がある公園をコンセプトに、避難地域復興拠点推進交付金及び電源立地地域対策交付金を活用して、広場、盛土、張り芝、駐車場の舗装及び遊具の設置などを行いました。一方、一昨年から策定を進めていました富岡町第三次災害復興計画の会議において、夜の森地区の土地利用計画として、夜の森公園をはじめとした夜の森つつみ公園や桜公園などの既存公園を生かした町づくりの推進について多くのご意見があったことから、令和6年度に夜の森地区の公園環境整備に関する基本構想を策定し、現在、財源や将来的な維持管理費について検討を進めております。夜の森公園については、町の一大イベントである桜まつりの会場としても活用されていることから、引き続き富岡町第三次災害復興計画に基づく恵まれた自然環境と共生する地域の一翼を担う公園として、さらなる利活用に向け、必要な整備を進めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 教育長。

〔教育長（武内雅之君）登壇〕

○教育長（武内雅之君） それでは、1番、2番についてお答えさせていただきます。

1 番、東日本大震災、原発事故の伝承、教訓について。(1)、富岡町は、アーカイブ・ミュージアムはあるものの、町内現地において慰霊碑以外に震災の教訓、伝承するもの、場所、説明が乏しく、防災という側面でも他町村に大きく遅れているように見える。他町村には復興祈念公園などがあり、双葉から浪江間には福島県復興祈念公園が建設されているように、各被災地において伝承、教訓、防災、また慰霊というものを大切にしている中で、町としては現状をどのように考え、今後どのように伝えていく用意があるのか伺いたいについてお答えいたします。地震、津波の災害や現在進行形で続く原子力災害の状況を次の世代、それ以降の世代へ伝えていくことは、町当局のみならず、今を生きる世代全員の責務であると捉えております。その上で本町では、東日本大震災、原発事故を地域の歴史の中に位置づけるというテーマの下、2021年7月にとみおかアーカイブ・ミュージアムを整備しました。当施設では、開館から一貫して、震災前の地域の姿や発災後に受けた深刻な被害の実態を伝えるとともに、複合災害から復興に邁進する本町の姿を伝える拠点として、県内外の学校や自治体、社会教育関係などの多岐にわたる団体や個人の視察など、約9万人の方々にご来館いただいております。また、2023年には汐橋のたもとに、災害の記憶を次世代につなぐため、慰霊碑を整備しました。このほか、防災の目的から、沿岸部などに現地の海拔標高と併せて、津波発生時の避難場所を記した看板を設置しております。今回ご質問いただきました内容については、教育旅行をはじめとした様々な世代への学びに資する重要なご指摘と捉えておりますので、今後もアーカイブ・ミュージアムを伝承の拠点としながら、防災や観光等を所轄する関係各課とともに、町内各地に残されている震災、原発事故を伝える場所等の調査や活用方法の検討を進めてまいります。

次に、2、町の歴史、文化の伝承について。(1)、富岡町は、アーカイブ・ミュージアムはあるものの、町内現地においては大原本店以外に町の歴史を伝える場所が希薄なため、これまで町民が受け継いできた町の歴史、文化を現地に残し、伝え、知ってもらうという意識が乏しいように思えるが、町としては現状をどのように考え、今後どのように伝えていく用意があるのか伺いたいについてお答えいたします。本町は、約6年間にわたる全町避難及び今も続く原子力災害の影響により、町内各地で行われていた祭礼の担い手不足や技術の伝承が困難になるなど、伝統文化の維持、継承の難しさを痛感しているところであり、こうした経験を踏まえ、これらを次の世代にしっかりと受け継いでいくことが我々世代の責務であると捉えております。さきの質問でお答えしましたとおり、とみおかアーカイブ・ミュージアムでは、震災、原発事故を地域の歴史の中に位置づける、そうしたテーマの下、町の歴史、文化を伝える取組を進めており、また中央商店街の歴史を伝えるため、大原本店旧店舗を町指定文化財として保全、活用しているところです。このほか、地域の歴史、文化を伝える取組の一環として、町指定文化財の宝泉寺のしだれ桜や、福島県指定重要無形民俗文化財の上手岡麓山神社の火祭りなど、震災前から様々な種類の文化財を周知する看板を設置しております。今後もアーカイブ・ミュージアムを伝承の拠点とし、情報の発信に努めるほか、歴史、文化を現地に残し、伝え、知ってもらうという意識が乏しいように思えるというご指摘を真摯に受け止め、多くの世代が地域の歴史、

文化を学べる機会の創出や、本町が有する魅力ある地域資源の活用を関係各課と連携しながら進めるなど、さらなる文化振興に努めてまいりますので、議員のご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 再質問に入ります。

3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 答弁ありがとうございます。

まず、震災の伝承、教訓に移りたいと思います。震災の教訓、伝承をどのように次世代または訪れた人に伝えていくかということについて話したいと思います。今の答弁を受けまして、これまで岩手県、宮城県、仙台市、あるいは神戸市、広島市、そういった被災地と言われるところを回ってみて、今の富岡町に足りないものというものをいつも考えておる中での今回の一般質問となりました。例えば神戸市に行けば、メリケン波止場で壊れた波止場がそのまま保存されてあって、説明されている。高速道路の折れた柱が、土台があって、ちゃんと説明されている。そういう後々に災害の悲惨さを伝えるというところでとても参考になるところであり、教訓になるわけです。町に伺いたいのですけれども、まず津波です。今現在、町内に津波に関して注意を促したり、防災意識を高める、あるいは教訓を残すということについて、現地でどういう取組をしているかということを伺いたいです。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） お答えいたします。

先ほど答弁にもありましたが、現在、町内には、海拔標高をお示ししたものの、そこに津波発生時の避難先を誘導する看板等が駅前の周辺、津波被害があったエリアですが、そちらに約20か所ほど設置をしております。また、慰霊碑の設置をしております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 津波注意、電柱に巻いてある看板のことだと思うのですが、実際見てまいりました。ただ、残念ながらここまで津波が来たというラインがないのです。津波注意というだけ、ここは海拔何メートルというだけで、それだけで注意喚起ができるかなという疑問があるというところで、提案をしたいと思います。ここまで津波が来たという津波高、浸水高、遡上高、いろいろあるのですが、それぞれの場所に合った掲示をする案内板、三陸とか行くとありますよね、津波ここまで来たとか。請戸小学校にも貼ってあります。ああいうものがあると、リアルにその怖さが体験できる、そういう意味での防災意識、危機意識というものが高められるのではないかなというところで、やはり津波が到達した到達地点、例えば宮古市には到達地点に小さな石碑が建っています。あるいは、到達地点に桜を植えたりして、津波を忘れないような取組、そういうのも我が町でも欲しいなというところで、津波到達地点の石碑というのですか、あるいは看板を駅前、あるいは観陽亭、それぞれの、ここまで来ましたよという表示の案内板のようなものが何か欲しいなというところで、一つの提案ですが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ご提案いただきまして、ありがとうございます。それぞれ震災の被災地におきましては、いろいろと津波の高さ、浸水の深さ、あと遡上高といったような、あと到達地点、そういったものでそれぞれ各自治体で、石碑であったり、看板などを設置している事例を確認しております。現在、先ほど申し上げましたとおり、町では標高と避難所の誘導ということで、昔津波が来たということが確認できる看板にはなっておりません。今ご提案をいただきましたので、各自治体の事例なども勉強させていただいて、今後、防災の側面もありますので、関係各課と調整をして、設置については検討させていただきたいと思います。なお、設置の後、いろいろと町内の周遊など、活用についてもよく検討して、考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） ぜひとも検討していただくというところで、この件は終わりにしたいと思います。

続きまして、大体汐橋の下からちょっと南側にもともの富岡駅の跡地があります。あそこなのですけれども、とても貴重な場所だと思うのです、もともとここに富岡駅があったと。今現在は、もちろん建物がなくて、旧富岡駅の駐車場のラインが残っています。それを基にして、震災遺産というわけではないですけれども、あの場所が今現在荒れ果てたままになっているのはとてももったいないなと考えていますので、あそこもここに富岡駅があったと、津波で流されましたよという何か案内板のようなものができれば、復興祈念公園とまでいなくても、何かしら周遊のポイント、あるいは学びの場として活用できるのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 今ご質問いただいた箇所につきましては、昔の駅前の駐車場ということで、所有者については確認はしておりませんが、町有地なのかもしれません。それで、あそこに看板等設置して、津波が来たというようなお知らせをするということですが、こちらについていろいろと検討はしていきたいと思います。まず、手っ取り早くできますのは、やっぱりデジタルでの保存ということで、写真、映像等については保存がすぐできますので、まずそういったところ、取り組めるところをやっていききたいと思います。あと看板等の設置につきましては、やはり先ほどの津波の看板等もありますので、いろいろと総合的に町内の設置箇所については検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ただいま議員からご質問ありました、一時駐車スペース用のラインかと思っております。その点は、汐橋の南側にあることは私も十分承知してございます。私個人の正直な話を申し上げますと、その地に立って、ここはどういう場所だったのかなと考える場面がありま

すが、なかなか思い出すには時間がかかりました。初めて富岡町内に来たときに、これ何だろうというのは、初見の方は特にそうだと思っています。今ほどありましたように、看板関係とかありますが、その場所は誰が所有しているのだろうと確認したところ、ここはＪＲの土地でございます。となれば、看板設置に当たり、また整備するに当たっても、ＪＲとの協議が必要となることはご理解いただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） ３番、平山勉君。

○３番（平山 勉君） であれば、すぐに結論出るものではないと思いますので、ぜひともＪＲと協議して、ここに富岡駅があったと、町民の方が訪れたときに、ああ、懐かしいねと、初めて行く人が、あっ、ここには駅があったのという、そういう場所にしたいなと思っていますので、ぜひともＪＲと協議していただければと思います。

続きまして、被災パトカーがアーカイブ・ミュージアムに展示されていますけれども、あのパトカーは打ち上がった仏浜にしばらく置いてあって、後に移動されたわけですが、あそこが防災林の囲いから外れていて、あそこも荒れ果てて草ぼうぼうになっているのです。あのパトカーを保存しようという運動をした者の一人としては、とても心苦しいわけです。時々警察の方ともお話しするわけです、あの場所何とかしたいねって。そしたら、警察の方は、ああ、とてもありがたいです、どうかできればありがたいですと言ってくれています。ですので、あのパトカーが上がった場所、あそこは県の所有なのかどうなのかというのもここでお聞きして、何か復興祈念公園のようなものが、公園とまでいなくても、スポット的なものがあそこにできないかというのを一つ提案してみますが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ご提案ありがとうございます。現在アーカイブ・ミュージアムには被災パトカーを展示しておりますが、実際にあったところについて、現地については何も表記をしておりません。あの場所については、現在防災林ということで県の管理になっていると思いますので、そういったところ、関係者との協議が必要になってくると思います。そちらについて、小さな公園とかそういうものということでご提案をいただきましたが、そちらにつきましても、先ほどの看板の設置場所など、そういうところいろいろと総合的に判断して、実施するかどうかについては慎重に検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） ３番、平山勉君。

○３番（平山 勉君） いい話だと思うので、県もそんなむげに断るかどうか分からないですけども、ぜひとも県と協議していただいて、何かしらあの場所の活用法、とてもいい防災意識を高める場所になると思いますので、あるいは警察の聖地になると思いますので、ぜひとも協議、検討していただければと思います。

次に、2の歴史、伝統文化の伝承についてに移りたいと思います。ただいまの答弁を受けまして、町民の皆さんが受け継いできた歴史、伝統文化をどのように次世代にバトンタッチしていこうかという話をします。ここで歴史、伝統文化を次世代にバトンタッチ、あるいは初めて訪れる人に伝える情報伝達の一つとして、やはり先ほどから言っている、看板のようなものが必要だと思っています。あるいは既にあるもののリニューアルというところを提案したいと思います。一般質問通告に当たって、写真とか見ていただいたと思うのですが、例えば王塚神社の立派な説明板がありますが、震災前の説明板で、もう色も色あせていて、王塚神社は再建されたのですが、いつ再建されて、震災でどういう被害があって今に至るとか、そういう説明がないままなのです。そういうところのリニューアル、あるいはそういう看板がない寺社であれば新たに設けるということを提案したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） ご質問ありがとうございます。先ほど教育長から答弁をさせていただきましたが、現在の町内には町指定の文化財ということで、そちらが11か所、県指定ということで、麓山の火祭りということになっております。今回議員からご質問いただきまして、私も改めて町内の指定文化財の場所についての看板の確認をさせていただきました。今議員がおっしゃったとおり、看板については、かなり古いもの、もう文字が見えないようなものもありましたので、そういうところについては町で修繕をかけていきたいと思っております。また、王塚神社の話をいただきましたが、震災後、各箇所では再建をされているところで、震災の内容が入っていない看板がほとんどでございます。そういうところも改めて内容を確認して、震災後の取組、そういったものも伝えられるようなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） リニューアルと新設については、なるべく早くやっていただければという提案で、ここで区切ります。

それに加えて、また看板シリーズで恐縮なのですが、町内各地、ここに何があったのだ、もう大分皆さんも記憶薄れたりしていますよね。歴史的なものでいえば、双葉郡役所というものがありますけれども、先日そこに行ってみたのですが、何かあると言われていた石碑がなかったのです。そういう歴史的なもの、双葉郡役所というものがあそこにあったのであれば、やっぱり町民の方、あるいは訪れた方に伝える、そういうものが欲しいなど。歴史シリーズでいうとたくさんあるのですが、そういう歴史的に重要なものだけでなく、町民の生活の跡、例えばですが、むらたやであるとか、菊地書店であるとか、あるいはウナギの押田でもいいです。駅前の薬師堂でもいいです。そういう町民の生活に密着していた、今中央商店街が多かったのですが、そういうものの、ここにあった、あるいはもともと……もう一つあった。すみません。岩井戸温泉、今現在行ってみる

と、更地で草ぼうぼうで立入り禁止になっていますが、やっぱりそういう町民がつくり上げてきたものを次世代にこういうものがあつたのだよって伝えたい、あるいは初めて来た人にこういうものがあつたのだよと知ってほしい。そういう意味での看板の設置、あるいは石碑でもいいです。もちろん富岡一小、二中、二小についても一緒です。例えば大熊町の大川原に大川原小学校跡地という小さな石碑があるのです。あのようなものは、やっぱり100年たっても残る。100年後に今の二小、二中がどうなっているかというの分からないですけども、100年後に学校があそこで再建されているかという、ちょっと心もとない気もするので、やっぱりそこに何があつたのかというのを、町民の方たちの汗と涙の結晶だと思いますので、どの場所にしても、そういうものを後世に伝える、あるいはバトンタッチする、新しく来た人に知ってもらうという意味での看板シリーズの提案ですが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） 案をいただきまして、ありがとうございます。町内にはいろいろ、先ほどありました双葉郡の郡役所跡地ですとか、いろいろと伝えていくものがございます。こちらにつきましては、ある程度アーカイブ・ミュージアムの展示の中では見れる状態にはなっておりますが、議員よりご指摘のとおり、現地での説明といいますか、そういったものがない状況でございます。こちらにつきましては、それぞれその場所について、土地の所有者の方もおりますので、いろいろと調整をさせていただきたいと思います。先ほどの津波の看板等もありますが、ああいうものと総合して、つけるべきなのかということ、あとどういった誘導をできるのか、そういうところを総合的に検討させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 先ほど教育旅行の話が出ましたが、教育旅行において、アーカイブ・ミュージアムで見るということも大事ですけども、やっぱり何よりフィールドワークというところ、これとても大事だと思いますので、ぜひともそういう面でも検討していただきたいと思います。

先ほど1の震災の伝承、教訓についてというところは、これは学びの町という捉え方をしております。富岡町に來れば防災意識を高めることができる、震災のことも学ぶことができるという意味での学びの町。歴史、文化については、これは町残しという意識をしております。町民の方がこれまで築いてこられた伝統文化、生活というものを後世に伝える、あるいは知ってもらうというところで町残し。この学びの町、町残しというところを提案しまして、この2問についての質問は終わりたいと思います。

では、続きまして3、夜の森公園の整備についてというところに移りたいと思います。

多分現状で一段落したのかなというところを今の答弁で感じたところではありますけれども、今後もし予定、アイデアがないというのであれば、これも提案して終わりたいと思います。使う人が使い

やすく、あるいはあそこで開催されるイベントの経費削減になるようなものとして、固定ステージ、あるいは野外ステージ、野外音楽堂のようなものがあればいいなと思っております。例えば桜まつり開催されたときにステージ造ってありますけれども、あれ1回110万円だそうです。10年で1,100万円ですか、それを考えたときに、補助金が出ているうちはまあいいだろうと思えますけれども、行く行く自主開催とか、あるいはほかの人に使ってもらいイベント誘致とか考えときに、やっぱり固定のものがあればその分経費削減にもなりますし、維持費も清掃費程度で済む。メンテナンスは、何年かに1回は必要だと思いますけれども、そういう意味で、あそこ夜の森公園、欲を言えば駅前にも欲しいですけれども、そういう固定ステージ、野外音楽堂のようなもの、あるいは大きいテント、屋根つきにするというだけでももっと安く済むとは思っているのですが、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 毎年行われております桜まつりは、夜の森公園で実施するイメージでございますが、常設のステージということになりますと固定になります。夜の森公園の使用が制限されるということが予想されて、やはりフリーに使用できるようにすることがあの公園にはよいことではないかなと考えております。なお、周辺で固定化してもよい箇所がないか検討は再度続けてまいります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長、何か来年度に向けて夜の森公園整備というようなお話ございませんでしたっけ。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 令和6年度に公園環境整備計画策定業務というものを発注してございまして、こちら成果品は提出されてございます。この内容について、町の意向及び整備財源や維持管理費なんかを確認したところ、今のところ大きいというところが見えておりまして、こちら課内でも見直しをしております、議員の方々にはまだお示しできる段階ではないと判断してございます。できる限り早く皆様にそういった案を提示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 今制限されると言ったのは、面積のことでしょうか。ステージに関して何か制限されると言ったのですけれども。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 制限というのは、利用の仕方が制限されるということです。ここに置けば、この形のところでもうここしかないよねという形になるものですから、それがいろんなところにできるというのがもしかしたらいいのかなということで、そう考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） いろんなところでできるのがいいとは思えないですけども、別に日比谷野音とか、代々木公園の野外ステージとか、あんな立派なものでなくて、もっと小さいものでも全然いいと思うのです。例えば広野町の二ツ沼公園にも固定ステージありますよね。檜葉町の天神岬に至っては、何か土盛りしてあるようなステージがどんと置いてあるだけで、別にあそこにあるからといって何か邪魔になるわけでもないし、制限されるわけでもないし、むしろイベントがやりやすい、誘致もしやすい、ほかの人にも使ってもらえる、使ってもらいやすくなると思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議員のおっしゃるとおり、そういったご意見もございます。ただ、夜の森公園としては開放感あるように使わせたいというのも町の考えでございます。繰り返しの答弁ですが、この公園はフリーでできるようにということで考えてございます。なお、周辺に固定化してもよい箇所がないか再度検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 夜の森公園にステージをという話につきましては、令和5年9月の議会で渡辺正道議員からも同じような質問がありまして、その際、町の答弁とさせていただいたのは、イベントのステージの必要性、これは十分理解しているという部分でありながら、整備に向けては、その時期、場所、それから将来的な利活用を見据えて検討しなければいけないねという形で答弁させていただきました。実際夜の森公園を活用して桜まつりを実施したのは、令和6年4月でございます。その前年となる令和5年12月には、手づくりであります、町職員がステージを設けて、それで歌謡ショーをやっていたいて、中には公園ではモルック体験やるなど、ちょっとしたアイデアを出しながら公園の使い方というのを勉強させていただきました。4月になり桜まつりとなると今年度そうですが、2万7,000人の方々の楽しむイベントを、どういうステージがいいのかという規模が違います。となりますと、イベントに応じてステージの規模というのは変わりますので、この部分は夜の森公園に限定すべきなのか、ほかの地域でいいのかという部分も含めて検討させていただきたいと思えます。

また、加えて、今年はある意味助かった面があるのですが、昨年だと雨が降ってきて、多くの方々が雨宿りする場所が欲しいのだという話がありましたけれども、実際雨のときは一時しのぎのテントが、数がもう既に張りついておりますので、なかなか難しい部分がありますが、大屋根という部分のヒントを得まして、今、夜の森中核拠点施設の整備進めておりますが、そこで場所を変えてでございますが、大屋根というのを設計に入れてこれから進めていきたいと考えてございます。ご提案いただいた部分については、町執行部でもしっかりと検討しながら、時期、それから場所等々も含めて、し

っかりと検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） 今の大屋根の検討というのは、リフレ跡地ということでしょうか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 大屋根は、リフレ跡地に整備をするという形で考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君。

○3番（平山 勉君） それはそれでとてもいいことだと思いますので、やっぱり屋根つき、ステージでなくても、何かイベントができるようなところがあるといいと思います。夜の森公園の野外ステージに関しまして、結構難しそうなのもあると思うのですが、今後自分もいろんな資料をそろえて引き続き検討材料として提示していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

答弁は要りませんので、自分の一般質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（堀本典明君） 3番、平山勉君の一般質問を以上で終わります。

10時30分まで休議いたします。

休 議 （午前10時16分）

再 開 （午前10時30分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（堀本典明君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、報告第2号 令和6年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 報告第2号 令和6年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についてご説明いたします。

令和6年度一般会計予算の繰越明許費設定事業、第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯向け物価高支援給付金事業ほか3件の事業について、報告第2号記載のとおり、歳出予算の経費の一部を地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和7年度へ繰り越しましたので、

同法同条第2項の規定に基づき報告するものです。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号 令和6年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第3号 令和6年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 報告第3号 令和6年度富岡町繰越明許費繰越しの報告について内容をご説明いたします。

本件は、令和6年第4回富岡町議会定例会において、公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）として上程し、議決をいただきました繰越明許費、第1款事業費、第1項下水道事業費、事業名、公共下水道整備事業、翌年度繰越額9,661万6,000円について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和7年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

○議長（堀本典明君） ただいまの報告に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号 令和6年度富岡町繰越明許費繰越しの報告についての件を終わります。

次に、報告第4号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 報告第4号 専決処分の報告についての内容をご説明いたします。

報告いたします専決処分につきましては、福島県内の全市町村並びに市町村の一部事務組合及び広域連合によって構成される福島県市町村総合事務組合の規約に一部変更が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により、所要の変更を行ったものです。

規約の変更は、福島県市町村総合事務組合の構成団体である南会津地方環境衛生組合が令和7年3

月31日をもって解散し、当該組合から脱退して、地方自治法第286条第1項の規定による規約の変更協議があったことから、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定について第2項の規定により、5月26日に専決処分しましたので、報告するものであります。

報告第4号別紙、専決第4号、専決処分書、報告第4号別紙資料、規約、新旧対照表を併せて御覧ください。変更は、別表第1中の組合を組織する構成団体及び別表第2中の共同事務となる退職手当支給事務の構成団体から南会津地方環境衛生組合を削るものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号 専決処分の報告についての件を終わります。

次に、議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、表の朗読を省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の改正趣旨を踏まえ、最近の物価高騰や選挙執行状況を考慮し、選挙の円滑な執行を図るべく、選挙長等の1日当たりの報酬額の改正を行うものであります。

それでは、議案第36号別紙資料、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表6ページから7ページを御覧ください。別表中、区分欄の選挙長から選挙立会人及び開票立会人までの報酬額の欄の日額をそれぞれ記載の金額に改めるものです。

なお、本条例の附則として、施行期日は公布の日からとするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） それでは、議案第37号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、最近の物価高騰や選挙執行状況を考慮し、選挙の円滑な執行を図るべく、公職選挙法施行令の一部が本年5月に改正され、衆議院議員及び参議院選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ、ポスターの作成に要する公費負担の限度額の引上げが行われたことから、町村の選挙における立候補者に係る環境改善のため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第37号別紙資料、新旧対照表11ページを御覧ください。条例第8条において定める選挙運動用ビラの作成の1枚当たりの公費負担額の限度額を「7円73銭」から「8円38銭」に、また条例第11条において定める選挙運動用ポスターの作成の1枚当たりの公費負担額の限度額を「541円31銭」から「586円88銭」にそれぞれ改正するものでございます。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行し、条例の施行日以降に告示される選挙について適用するものとされております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 富岡町議会議員及び富岡町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件については、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（大館衆司君） それでは、議案第38号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例案は、上位法である地方税法施行令の改正及び令和7年度の国民健康保険税の税率等の変更に伴う所要の改正を行うものであります。地方税法施行令の改正に伴う改正として、負担能力に応じた医療負担の観点から、国民健康保険税に係る課税限度額が医療保険分で65万円から66万円に、後期高齢者支援金分で24万円から26万円に引上げとなり、経済動向を踏まえ、低所得世帯への軽減措置として5割軽減及び2割軽減世帯の対象となる所得の判定が5割軽減世帯で29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減世帯では54万5,000円から56万円に引上げとなります。

また、令和7年度の国民健康保険税の諸税率算定に当たり、保険税の必要額が増額となったことから、令和7年度の保険税率は前年と比べ増額となる改正内容となっております。

それでは、議案第38号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表によりご説明いたします。別紙資料の13ページを御覧ください。第2条、課税額については、同条の第2項において基礎課税額、つまり医療給付分の課税限度額を「65万円」から「66万円」に改め、同条第3項において後期高齢者支援金分の課税限度額を「24万円」から「26万円」に改めるものです。

第3条、基礎課税額の所得割額については、所得割額算定率を「100分の7.85」から「100分の9.00」に改めるものとございます。

資料の14ページを御覧ください。第5条、基礎課税額の均等割額については、均等割額を「3万円」から「3万3,000円」に改めるものです。

第5条の2、基礎課税額の世帯別平等割額については、平等割額を同条第1号において「2万円」から「2万2,000円」に、第2号において「1万円」から「1万1,000円」に、第3号において「1万5,000円」から「1万6,500円」に改めるものです。

第6条、後期高齢者支援金等課税額の所得割額については、所得割額の算定率を「100分の2.30」から「100分の3.40」に改めるものです。

第7条の2、後期高齢者支援金等課税額の均等割額については、均等割額を「9,000円」から「1万円」に改めるものです。

資料15ページを御覧ください。第7条の3、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額については、平等割額を第1号では「6,000円」から「6,800円」に、第2号では「3,000円」から「3,400円」に、第3号では「4,500円」から「5,100円」に改めるものです。

第8条、介護納付金課税被保険者の所得割額については、所得割額算定率を「100分の2.50」から「100分の3.00」に改めるものです。

第9条の2、介護納付金課税被保険者の均等割額については、均等割額を「9,000円」から「1万円」に改めるものです。

第9条の3、介護納付金課税被保険者の世帯別平等割額については、平等割額を「6,000円」から「7,000円」に改めるものです。

第23条、国民健康保険税の減額については、第1項条文中、「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、資料16ページを御覧ください。同項第1号ア中、「2万1,000円」を「2万3,100円」に改め、同項同号イ中、「1万4,000円」を「1万5,400円」に、「7,000円」を「7,700円」に、「1万500円」を「1万1,550円」に改め、同項同号ウ中、「6,300円」を「7,000円」に改め、資料17ページを御覧ください。同項同号エ中、「4,200円」を「4,760円」に、「2,100円」を「2,380円」に、「3,150円」を「3,570円」に改め、同項同号オ中、「6,300円」を「7,000円」に改め、同項同号カ中、「4,200円」を「4,900円」に改めるものです。

また、同項第2号条文中、「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項同号ア中、「1万5,000円」を「1万6,500円」に改め、同項同号イ中、「1万円」を「1万1,000円」に、「5,000円」を「5,500円」に、「7,500円」を「8,250円」に改め、資料18ページを御覧ください。同項同号ウ中、「4,500円」を「5,000円」に改め、同項同号エ中、「3,000円」を「3,400円」に、「1,500円」を「1,700円」に、「2,250円」を「2,550円」に改め、同項同号オ中、「4,500円」を「5,000円」に改め、同項同号カ中、「3,000円」を「3,500円」に改めるものです。

また、同項第3号条文中、「54万5,000円」を「56万円」に改め、同項同号ア中、「6,000円」を「6,600円」に改め、同項同号イ中、「4,000円」を「4,400円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「3,000円」を「3,300円」に改め、資料19ページを御覧ください。同項同号ウ中、「1,800円」を「2,000円」に改め、同項同号エ中、「1,200円」を「1,360円」に、「600円」を「680円」に、「900円」を「1,020円」に改め、同項同号オ中、「1,800円」を「2,000円」に改め、同項同号カ中、「1,200円」を「1,400円」に改めるものです。

また、同条第2項第1号イ中、「4,500円」を「4,950円」に改め、同項同号ロ中、「7,500円」を「8,250円」に改め、資料20ページを御覧ください。同項同号ハ中、「1万2,000円」を「1万3,200円」に改め、同項同号ニ中、「1万5,000円」を「1万6,500円」に改めるものです。

また、同項第2号イ中、「1,350円」を「1,500円」に改め、同項同号ロ中、「2,250円」を「2,500円」に改め、同項同号ハ中、「3,600円」を「4,000円」に改め、同項同号ニ中、「4,500円」を「5,000円」に改めるものです。

なお、本条例改正案は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 工事請負契約についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を生涯学習課長より求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） それでは、議案第39号 工事請負契約についてご説明いたします。

本工事は、平成16年に供用開始しました富岡町文化交流センター学びの森の安定運営を目的に、施設内の高圧受電設備を改修する工事となります。

それでは、議案第39号別紙資料1、1ページ、工事請負契約書を御覧ください。5月29日に指名競争入札が執行され、予定価格以下でありましたので、工事請負の仮契約をいたしました。工事の名称は、富岡町文化交流センター高圧受電設備改修工事です。工事の場所は、富岡町大字本岡字王塚地内、工期は、着工を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成を令和8年1月31日としております。工事請負代金の額は、消費税を含め9,598万6,000円であり、契約の相手方は、ワタナベ電建株式会社、代表取締役、渡邊雄一です。

2ページには本契約の特約条項、3ページには入札状況調書を添付しております。

次に、工事の概要についてご説明をさせていただきます。資料5ページ、議案第39号別紙資料2を御覧ください。資料上段に本工事の目的と改修する設備の現状を記載しております。本工事は、平成16年に竣工いたしました富岡町文化交流センターの高圧受電設備を更新し、安定的な電力を確保することを目的に実施するものであります。また、施設竣工より20年が経過しており、施設内で電気設備のトラブルが発生した場合、文化交流センター周辺施設への影響も懸念されることから、本工事を実施するものであります。

次に、資料下枠、工事概要についてご説明をいたします。1つ目の契約概要につきましては、ご確認をお願いいたします。

本工事の財源につきましては、原子力発電所等立地地域基盤整備支援事業交付金を主な財源として実施をいたします。

次に、工事概要としまして、今回の改修工事を行う主な機器をお示ししております。1つ目としまして、気中開閉器につきましては、電力会社との接点であります電力柱に設置され、施設内での電力トラブルが発生した際、周辺施設への影響を遮断する装置でございます。2つ目の変圧器でございますが、高圧電力を施設内で使用可能な電力に変換する設備となります。3つ目としまして、高圧ケーブルにつきましては、電力柱より施設内に電気を送るケーブルとなります。最後、4つ目でございますが、受電盤につきましては、施設各系統への電力の配分や制御を行う機器となります。

なお、資料右側にイメージ写真と文化交流センター電気室の位置図を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

最後に、本工事の工期でございますが、約7か月となり、設備の製作に5か月、現地作業を2か月とし、1月末の竣工を目指しております。工事の実施に当たりましては、施設利用状況を十分に確認しまして、安全に工事を進めてまいります。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

8 番、高橋実君。

○8 番（高橋 実君） 有価物の取扱いは、設計上どういう取扱いになっているか教えてください。

〔何事か言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 議員、すみません、もう一度ご質問いただきたいということです。すみません。

○8 番（高橋 実君） カウントしないでね。

○議長（堀本典明君） はい、もちろんです。

○8 番（高橋 実君） 有価物の取扱い、設計上どうなっていますか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 有価物につきましては、スクラップにつきましては、買取りという形で計上してございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午前 1 1 時 1 2 分）

再 開 （午前 1 1 時 1 4 分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 既設の高圧ケーブル等の処分につきまして、設計にはキュービクル等のスクラップ処分費、銅線のスクラップ処分費を発生材処分費として設計に織り込んでおりまして、改修工事費から減額されるというもので設計は計上してございます。

以上です。

〔「金額出ている」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午前 1 1 時 1 5 分）

再 開 （午前 1 1 時 1 7 分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 金額についてでございますが、全体で25万1,000円程度でございます。こちらについて、内訳といたしまして、銅線が5万円程度、それ以外が20万円程度というものでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 8番、高橋実君。

○8番（高橋 実君） その有価物の資料、後で配付して。銅線だったら何キロで、キロ単価何円。トランスだったら、トランスの長さ、お金のかかる、処分するのに、廃液が入っているから、処分して何円。全部細かく出してトータル何円で出ているのだろうから、詳細出してください。どこに言えばいいんだ。設計はどこ。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 設計書としてはお出しすることはできませんけれども、その見積り、根拠資料についてはご提出できると思いますので、お時間いただいた上でご提出したいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） すみません、ではそのようにさせていただきます。ありがとうございます。そのほかご質問はございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 私これ委員会でも何回か質問したのですが、2の財源、廃炉交付金ということで、廃炉交付金は何にでも使える、もう町に入っているお金だと思うのです。補助金なぜ申請しなかったのか。多分使える補助金があったのかなと思うのですが、なぜ申請しなかったのか。一番楽な手段で、もう町に入っているお金を使えば一番簡単ですので、そっちに走ったのかなと。また、補助金を申請しても該当しなかったから自己財源でやるようになったのか、その点と、あと入札状況調書を見ると失格が3者ということで、かなり厳しい入札やったのかなと思うのですが、落札金額が8,726万円ということで、失格ラインが関電工東北支店6,970万円でこれ失格しているのですが、あの工事、20年前に関電工でやっているのです。一番設計も場所も中身明るいのは関電工なのかなと思うのですが、これ設計が甘過ぎたという考え方はないですか。

あと先ほど質問あった有価物に関しても、これだけの、受電盤とか高圧ケーブルとか、かなり値が張るものなのです。それで、廃液の処分費と差引きしても25万1,000円というのは、私あり得ないと思うのですが、そんなものなのですか。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） それでは、私からはまず財源の確保といいますが、調整についてどのようなことだったのかということでお答えいたします。

今回文化交流センターの工事实施に当たりましては、まず社会教育施設に関連する国の支援策を検討させていただきました。その中で1つ、国土交通省が所管しております社会資本整備総合交付金と

いうものがありまして、そちらでの検討を進めましたが、まずこちらにつきましては既存施設の維持経費ということで、改修等には該当しないということで、こちらを断念させていただいております。そのほか、町で学びの森につきましては避難所ということで設定をされておりますので、防災面の補助金についても検討したところでございますが、今回該当するものがなかったということで、最終的に電源地域立地対策総合交付金等の方向性ということで、廃炉交付金を充当させていただくということで決定をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 設計の内容が適正であったかという質問だと思います。本工事の積算につきましては、ふくしま市町村支援機構に委託してございまして、福島県工事積算基準にのっとり、福島県の公共単価、建設物価等の刊行資料に適正な単価がないものにつきましては、3者以上の見積りを徴収して今回工事の設計単価として決定してございます。富岡町は、公共単価、刊行物を公表しておりませんが、見積り徴収による単価につきましては積算できないと予想されておりまして、切り抜き設計書とは別に見積り単価を提示してございます。これらを確認すれば設計額は算出できるのかなと思ってございます。

3つ目の有価物の金額が妥当かというところにつきまして、こちらにつきまして重量を算定をしてございまして、それに単価を掛け合わせ、それを算出したというものでございます。こちらにつきまして、設計の数量としてはそのような形にはなっているというものでございまして、後でまた先ほど言われていたように資料は提出いたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） まず、1点目の補助金申請した結果についてなのですが、避難所に指定しているということで、そちらの補助金を探っても該当にならなかったのか、最終的にそっちの補助金申請はしなかったのか、多分しなかったと思うのですが、何かクリアできない部分あったのかどうか、その辺もう一つ教えてください。

あと入札に関しては、金額どうのこうの言っても、今説明があったような方式で積み上げてこの金額になったと思うのですが、福島県の単価で積算していったこの金額になったというのは理解はできるのですが、やっぱり新築工事を行った業者とあまりにもかけ離れていますので、単価的には異常に高かったのかなという感じするのですが、町の範囲に入っていたからそこで落札になったとは思いますが、その辺腑に落ちない点がありますので、失格が3者いますので、かなり皆さん努力したのかなと思うのですが、その辺は何とも言いようないのですが。あと有価物に関しては、ここではっきりできない部分もあると思いますので、後からきちっとした積算根拠と金額を示していただければそれでいいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂本隆広君） まず、1点目についてお答えいたします。

財源の確保について、まず申請をしなかったのかということですが、先ほど申し上げました社会資本整備総合交付金につきましては、避難所用においての補助メニューがありますが、そちらについては地震の耐震化であったり、そういったメニューがありますが、今回の電気設備に関する改修については該当しなかったということで、補助申請はできなかったということになりますので、最終的に廃炉交付金での決定をさせていただきました。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。また、理解はできましたが、本来であればやっぱりこういうのは耐用年数というのあるわけですから、私何かの補助金はあるのかなと思うのですが、造った以上は、災害とかそういうものに見舞われた以外のものは全部自己資金で直しなさいなんていったら、町村やっていけないですよ。だから、何か補助金があるのかなと思うのですが、私の質問で何かといったって、これどうにもならないでしょうから、執行部は執行部でいろいろ補助金は探っていたいたのかと思うのですが、例えばないとすれば、ないとすればですよ。20年で耐用年数だって最初から多分決まっているわけではないと思うのです。いろいろ専門家に見てもらって、もう20年だから交換時期ではないですかと、そういう判断だと思うのです。例えば避難所として指定していて、何かがあって避難するときに電源が落ちたとなれば大変な問題になりますので、早め早めに交換するのが一番ベターですけども、20年で電気設備にだけ1億円近いお金かけていたのでは、とてもやり切れなくなってしまうですよ、これ。その辺を今後物を造るときには十分考えなくてはならないし、あとは本当に一円でももらえるような補助金を、全て探るべきだと私思いますので、今後そういうことあるときには、そういうことをきちっとやっぱり隅から隅まで探るようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からご回答させていただきます。

まず、基金の関係でございます。まず、基金はもちろん限られた財源というところで、当然承知をして認識してございます。予算計上時は、当初補正等も含めて、その充当額、また一番はほかの財源使えないのかどうかと、充当できないかというところで、安易に基金の使用に流れないように、そちらは総務課財政係においてしっかりと審査をしまして、安易に流れないように努めているところでございます。また、先般策定いたしました中期財政計画、こちらにのっとって、様々な基金の使える年間の上限なども決めてございます。そこも含めて、廃炉交付金もその中の一つとして、一般財源ではないにしても、国の許可、県の許可を得て使えるものではございますが、町のこれからの財源としては非常に大きいものだと考えてございます。廃炉交付金も含めて安易に他財源からこちらに流れな

いような形で、そこは町全体でお話をしっかりと詰めてまいりたいと思っております。今後もそのようにしてまいりたいと思います。

あと今回の学びの森の受電設備ですけれども、まず施設として、これに限らず、一般的に維持管理というか、維持の点検をして、小規模で改修をしっかりと、それで長寿命化させるというところは基本的な考え方であると思っております。今回は20年というところで、それが計画の更新の時期というところもありながら、また今回、高圧の受電設備がもしショートとか故障とかしてしまうと、例えば町の施設の向かい側にあるJAEAのCLADSであったり、またふたば医療センターの付属病院であったり、そちらの業務に支障が出る可能性が高いと。1つは例えば人命を預かるような施設であったり、1つは大変高度な研究がされているというような施設でもございます。その辺り、私どもで補修をしっかりと、更新をしっかりと、その所在というのを問われてしまった場合、もし故障をして、なかなかだましまし使っていたとは言えませんが、その辺りやはりこのまま放置しておくとか故障のリスクだけが高くなってしまいうところも鑑みまして、今回は今ほどの廃炉交付金を使っても至急更新をしなければならないというところを考えたところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 今の質問と私同じような考え持っているのですけれども、失格が3者あるということは、これだけの金額でできますよということでごったとか、何かそういった類いのものでは全くないと思うので、今の課長の説明では、県にお願いして計算してもらったとか、まるっきり人任せというか、これは技術的なものが入るからしょうがないのだけれども、やはり公共単価も上がった、資材も高騰した、人件費も上がっていると。ただし、少しでも安く、少しでも品質を落とさない、そういうものであれば、やはりいろんな情報を取りながら、もっと安くできるものであれば、1,000万円でも2,000万円でも、かなりこれ開きがあると思うので、こんなに開きありながら、やれますとして失格になったとは私も思えないので、もう少し努力というか、計算に当たって町も努力すべきではないかなと思うのだけれども、その辺の考え方は、やはり県にお願いしてやるということで、間違っただけではないと思います。間違っているとは言いませんけれども、やはり努力義務があってもいいのかなと思うのですが、その辺の町の考え方教えてください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 総務課で入札執行させていただきまして、入札に関しましては最低制限価格を設けるというような形で取組をさせていただきました。最低制限価格につきましては、もちろん設計した金額に基づいて、それぞれ直接工事費等の各部門にある程度の数字を掛けて、以前にもこういった形でご説明をさせていただきましたが、直接工事費につきましては97%、共通仮設費については90%等々ありまして、合算した金額にある程度のパーセンテージを掛けてという、これまでの取

組に共通した部分がございますので、そこにつきましてはその出した金額に基づいて、そこを下回るものにつきましては、いろいろと最低制限価格を設けた中で、今議員おっしゃったように、安くなるという部分についてはいいことなのかもしれませんが、受注の中で安くなって採算が合わなくなったり、結果として手抜き工事や品質の低下等、いろいろとしわ寄せがいつたりという問題も絡んでいまして、そういったことからこういった制限を設けて実施しているということでご理解いただきたいと思います。

なお、今回、金額に基づいて実施した結果、3者失格となりました。1者については辞退ということで、残り2者の中の最低金額ということでの落札ということになりましたけれども、町としましては手続上の中でやりましたことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 工事請負契約についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（堀本典明君） 起立多数であります。（賛成7名 反対2名）

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を生活環境課長より求めます。

生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 議案第40号 動産の取得についての内容を説明いたします。

今回取得しようとする動産は、小型動力ポンプ積載車1台です。過日行われました物品購入の入札により、物品購入の仮契約が調いましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議案を提出するものです。

対象となる車両は、深谷、小良ヶ浜、新夜ノ森地区を管轄する第2分団に配備されております昭和59年2月登録の車両となります。この車両は、被災後町内に残した車両で、登録から41年が経過し、

正規部品の調達ができない状況にもあり、継続的な使用が困難で、使用不可となったものであります。新夜ノ森地区の避難指示解除や特定帰還居住区域の今後の動向を見据え、防災機能を回復するため、本年度において災害復旧事業を活用し、車両の更新を行うものです。

別紙資料 7 ページ、議案第40号別紙資料 1 を御覧ください。物品購入契約書の写しです。契約件名は、小型動力ポンプ積載車購入、契約金額は消費税を含め2,046万円、納入期限は令和 8 年 3 月31日であります。契約の相手方は、住所、福島県いわき市内郷綴町金谷15番地 4、氏名、東部産業株式会社自動車部、代表取締役、菊池一隆であります。

裏面 8 ページには、入札状況調書の写しを添付しております。

続きまして、資料 9 ページ、議案第40号別紙資料 2 を御覧ください。今回取得する小型動力ポンプ積載車の概要です。1、購入目的については、先ほどお話しした内容によります使用不可車両の更新です。

2、車両種別、仕様については、ディーゼルエンジン 6 速オートマチックの 4 輪駆動で、乗車定員は 6 名です。主要装備品は、小型動力ポンプ、ドライブレコーダー、バックモニターなどであります。また、本車両の特徴として、後部ボックス型を採用した資機材の劣化防止や、電動油圧昇降機により少人数での操作が可能となるなど、機能を向上させた車両としております。運転は、普通運転免許での運転が可能なものです。

資料右側には、車両イメージ写真とスケジュールを記載しております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

9 番、渡辺三男君。

○9 番（渡辺三男君） 2 分団の車がかなり古いということで入替えだということなのですが、これ 2 分団の何班に配置、配備するのか。多分新夜ノ森地区なのかなと思うのですが、2 分団が今かなり低迷していますので、再編が必要になってきているのかなと思うのです。そういう状況で、もう少し待って、再編が可能になってからきちっと配備できればよかったのかなと思うのですが、もう車もたなくて、更新しないとまずいというような状況が来ているのかなと思うのですが、その辺も教えてください。

それで、この車なのですが、年々よくなってきて、格好もよくなる、機材が悪くならないように全面がシャッターで閉じられるというようなものになって、実際定員 6 名なのですよね、これ。今までの積載車だと後ろにも乗れたのです。有事の際、火事場に行くのに 6 名しか乗れないというのはちょっと不便さ感じるのかなと思うのですが、その辺はどういう検討したか教えてください。確かに吹きさらしになっていけば資機材も悪くなるのが早いのかなと思うのですが、通常は車庫に入れているわけですから、その辺は問題ないのかなと思うのですが、6 名に限定されるというのはかなり不便が生じるのかなと思うのです。その辺お教えてください。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） まず、本車両につきましては、議員おっしゃるとおり、2の1、新夜ノ森を管轄する班への更新車両となります。こちらにつきましては、2分団全体を見て、再編なども考慮の上、それからの更新でもよいのではないかというようなご意見頂戴したところではございますけれども、現在第2分団の車両が使用可能なものが1台しかないということと、あとは現に2の1管轄の新夜ノ森におきましては、避難指示も解除され、人の居住も始まっているような状況もございますので、本年度でまず新しい車両を1台準備したいなというようなところで、防災機能向上をしたいという考えの下、今回更新するという事になってございます。

それから、車両の乗車定員ということでございますけれども、今手元に旧車両の定員が分かるものが、資料準備していなかったのですが、恐らく私どもの班で使用している車両も踏まえますと、車両内に5名、それから後ろの荷台のところに2名が乗車できたかなと思っているところで、おっしゃるとおり、この数が正確ですと1名減ということにはなってしまいますが、そこは震災前も常に7名がぎっちり乗るというような場面というのなかなか考えにくいところはございますので、今6名ということであれば、1名減となったとしても十分賄える、違う車両でもって補える範囲かなと考えるところでございます。

○議長（堀本典明君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 分かりました。車両購入に関しては、悪いことではないですから、ただ2分団、1台しか使えないというのはかなり不便を来すのかなと思うのですが、今の現状見た限りでは、団員数もかなり落ちているし、困難区域に関しては屯所ももうないような状況になっていますので、当然しょうがないのかなと思うのですが、一日も早く再編できて、きちっとした2分団の形になることを願っております。

あと車両に乗る人員なのですが、車両内5名の後ろに2名だとすれば実際1名の差。私、車両内6名の後ろに2名だと思って、8名乗れるのかなと、その辺は分かりませんが、1台で火事場に向かうときに一人でも多く人数が行けるということで、その辺がプラス要因なのかなと思うのですが、ますます車も乗る人員が少なくなってくる、また火災時にちょっとでも格好のいい車になっていくということで、そういうものあまり追いかけ過ぎると、かえって使いづらいものになってしまうのかなと思いますから、ぜひその辺は消防団の幹部とよく話ししながら、今後導入していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） ありがとうございます。消防車両につきましては、今後も更新の計画等ございますので、その際には今おっしゃっていただいたような、まずは機能重視というところを第一に、更新を団と一緒に考えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

8 番、高橋実君。

○8 番（高橋 実君） 入札状況調書の中の入札者氏名、これ 4 者だけ入っているのだけれども、前の頃はトヨタとか日産も入っていたよな。トヨタとかで受注した経緯もあると思うのだけれども、今回は何でそういう実績のあるところは入っていないのかということと、そういう今回抜けているところが今後とも抜けていくのか。そうならば、前に納めたトヨタとかの車が支障出たとき、アフター関係はどういう処理をしていくのか。そこら辺も十二分考慮して考えていると思うのだけれども、その辺お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 入札の指名ということでございますので、指名委員会の長であります私から指名についてまずご説明をさせていただきます。

今回選考の理由として、この 4 名に至った経緯でございますけれども、まず町の入札の参加資格を持っていること、また小型動力のポンプ自動車というものを取扱いの品目として町に申請している者、その 2 つと、あとそれで県内に事業所または支店を有する者という、その 3 つを満たす者というところで選考したというところでございます。そして、中通り、会津にはトラックメーカー幾つかありますけれども、この小型の動力ポンプ自動車……

〔何事か言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 8 番、高橋実君。

〔「休議して」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午前 11 時 50 分）

再 開 （午前 11 時 50 分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

小型ポンプのところは、そういう近くにはないということなのですか。

○副町長（宮川大志君） 参加資格を満たしている者というところで、この 4 者というところでございました。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） まず、入札の業者でございますけれども、議員の頭にあるのはトヨタ、日産というようなメーカーと、あとは今副町長から出ましたいすゞ、日野自動車というものがあるかと思われます。トヨタ、日産等につきましては、ボックス型の人員搬送車などでは入札に参加していただいております。また、日野自動車、いすゞ自動車などにつきましては、今回の小型ポンプ積載車よりランクが 1 つ上といたしますか、ポンプ車あるいは水槽付ポンプ車などの車両の更新のときには参加いただいているような状況でございます。

○議長（堀本典明君） 8 番、高橋実君。

○8 番（高橋 実君） これ、各メーカーでベースはつくっているわけだから、逆に一番分かりやすく言えば、東部産業とか磐水社とかは上物のメーカーだから、そっち側と提携すればいいだけの話で、日野が、いすゞがという話でないのだ。とにかくトヨタとか何かが入っていたのに、今回指名願い出していないから入っていないのか、辞退しているのか。今の説明だと上物がどうのこうのって、だから限定しないとと言うけれども、ベースは各社でつくっているのだから、今言った磐水社とか東部産業で上物つくるだけの話だから。簡単に言ってもらえればいいのだ、簡単に。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 入札の対象として、町の登録については4 者で登録されているということでの選択ということで、ご理解いただきたいと思うのですが。

〔「指名出していないということね」と言う人あり〕

○総務課長（猪狩 力君） ええ。登録は4 者のみということで、この4 者ということでの理解でございます。

○議長（堀本典明君） 8 番、高橋実君。

○8 番（高橋 実君） もし例えば前回納めている会社関係、今回4 者以外の会社のアフター関係発生したらどういう対応するの。

○議長（堀本典明君） 生活環境課長。

○生活環境課長（飯塚裕之君） 購入後のメンテナンス、修理等につきましては、落札業者へ出してメンテナンスを実施しておるところでございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1 時まで休議いたします。

休 議 （午前1 1 時5 6 分）

再 開 (午後 1 時 0 0 分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、議案第41号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課課長補佐兼管財係長朗読〕

○議長（堀本典明君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 議案第41号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の内容をご説明申し上げます。

今回の予算補正は、令和6年度に実施された国の経済対策に基づく定額減税に係る調整給付に関し、令和6年中の収入が確定したことにより不足が生じたものに対する不足額を追加給付する経費のほか、マイナンバー受付業務、さらには統計調査業務における配置職員の変更による人件費などについて、必要な予算補正を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,941万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億4,729万9,000円とするものです。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正についてご説明いたします。3ページをお開きください。初めに、歳入について申し上げます。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金3,432万9,000円の増額は、定額減税に係る不足額給付事業の財源として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,432万9,000円を予算計上したことによるものです。

第16款財産収入、第1項財産運用収入1,697万6,000円の増額は、有価証券新規購入による利息、普通預金、定期預金利息の上昇により町勢振興基金預金利子1,697万6,000円の増によるものです。

第18款繰入金、第2項基金繰入金810万9,000円の増額は、歳入の不足額を補填するために財政調整基金から810万9,000円を繰入れするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費1,697万6,000円の増額は、町勢振興基金積立金利子積立金1,697万6,000円の増によるものです。

同款第3項戸籍住民基本台帳費429万3,000円の増額は、マイナンバーカードの更新業務に従事する会計年度フルタイム職員1名増によるものです。

同款第5項統計調査費381万6,000円の増額は、統計調査業務の配置職員の変更による職員給与費等の増によるものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費3,432万9,000円の増額は、定額減税に伴う調整給付に係る定額減税不足額給付事業費3,432万9,000円の増によるものです。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法については、慣例によりまして歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で質疑を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。8ページをお開きください。8ページ、9ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 歳出に移ります。10、11ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 12、13ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 14、15ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 16、17ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 18ページございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ項別審査を終わります。

総括で質疑を承ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 令和7年度富岡町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（堀本典明君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

委員会の開催時間と場所について申し上げます。この後直ちに第1委員会室において総務文教常任委員会、第2委員会室において産業厚生常任委員会を開催していただき、その後議会運営委員会を第

1 委員会室で、終わりましたら議会広報特別委員会を第1委員会室で開催していただき、最後に原子力発電所等に関する特別委員会を全員協議会室で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、1時25分まで休議いたします。

休 議 (午後 1時08分)

再 開 (午後 1時17分)

○議長（堀本典明君） では、再開いたします。

○委員会報告

○議長（堀本典明君） 委員会報告に入ります。

初めに、総務文教常任委員会の報告を委員長より求めます。

7 番、宇佐神幸一君。

〔総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第16号、令和7年6月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、総務文教常任委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月17日午後1時9分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。(1) 総務課に関する件、(2) 企画課に関する件、(3) 税務課に関する件、(4) 住民課に関する件、(5) 教育総務課に関する件、(6) 生涯学習課に関する件、(7) 出納室に関する件、(8) 議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業厚生常任委員会の報告を委員長より求めます。

5 番、渡辺正道君。

〔産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君）登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（渡辺正道君） お疲れさまです。報告第17号、令和7年6月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、産業厚生常任委員会委員長、渡辺正道。

閉会中の継続調査の申出について。本委員会は、6月17日午後1時10分より富岡町役場第2委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、所管事務の調査。（1）都市整備課に関する件、（2）いわき支所に関する件、（3）郡山支所に関する件、（4）健康づくり課に関する件、（5）福祉課に関する件、（6）農業委員会に関する件、（7）産業振興課に関する件、（8）生活環境課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局職員。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま産業厚生常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、高野匠美君。

〔議会運営委員会委員長（高野匠美君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（高野匠美君） 報告第18号、令和7年6月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会運営委員会委員長、高野匠美。

閉会中の継続審査及び調査の申出について。本委員会は、6月17日午後1時11分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議

ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会広報特別委員会の報告を委員長より求めます。

4 番、佐藤啓憲君。

〔議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君）登壇〕

○議会広報特別委員会委員長（佐藤啓憲君） 報告第19号、令和7年6月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、議会広報特別委員会委員長、佐藤啓憲。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月17日午後1時13分より富岡町役場第1委員会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。議会の広報等及び議会報の編集に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員です。

3、審査結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま議会広報特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

9 番、渡辺三男君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺三男君） 報告第20号、令和7年6月17日、富岡町議会議長、堀本典明様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続審査の申出について。本委員会は、6月17日午後1時14分より富岡町役場全員協議会室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記。1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局職員であります。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富

岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出をいたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいま1番、安藤正純君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

動議の内容について、1番、安藤正純君より説明を求めます。

1番、安藤正純君。

○1番（安藤正純君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（堀本典明君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任することに決しました。

○閉会の宣告

○議長（堀本典明君） 以上をもって本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。富岡町議会会議規則第7条の規定に基づき、本日で本定例会を閉会することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 異議なしと認めます。

これをもって令和7年第3回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時30分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年 月 日

議 長 堀 本 典 明

議 員 宇 佐 神 幸 一

議 員 高 橋 実